

1. 基本構成

1. 手術関連 一式

1-1. 汎用手術台	3台
1-2. 汎用手術台アクセサリ	1式
1-3. 牽引手術台（下肢牽引装置含む）	1台
1-4. タニケットA	1台
1-5. タニケットB	1台

2. 基本仕様

（性能・機能に関する要件）

1. 手術関連 一式は、以下の要件を満たすこと。

1-1. 汎用手術台は、以下の要件を満たすこと。

1-1-1. テーブルトップ寸法は、シングル脚板装着時で長さ2,150mm×幅500mm以内であること。

1-1-2. コラム寸法は、長さ1,200mm×幅500mm以内であること。

1-1-3. 電源は、AC100V-200V 50/60Hzで消費電力は、600VA以下であること。

1-1-4. 本体の重量は、390kg（脚板含む）以下であること。

1-1-5. 操作方式は、電動油圧式であること。

1-1-6. 昇降範囲は、最低位530mm以下、最高位1,000mm以上の稼働範囲を有すること。

1-1-7. 縦転角度は、水平位より頭下がり35度、頭上がり30度以上の可動範囲を有すること。

1-1-8. 横転角度は、水平位より左右30度以上の可動範囲を有すること。

1-1-9. 背板屈折角度は、水平位より最大上がり80度、下がり30度以上の可動範囲を有すること。

1-1-10. テーブルトップのスライド量は、頭方向250mm以上、脚方向400mm以上で合計650mm以上の可動範囲を有すること。

1-1-11. 縦転・横転・背板屈折・脚板屈折・フレックス・ビーチチェアからの自動水平復帰機能を有すること。

- 1-1-12. 脚板屈折角度は、電動で脚上がり20度以上、脚下がり90度以上の可動範囲を有すること。
- 1-1-13. 脚板は、1枚式と2枚式が選択可能(本体別)で、ワンタッチ式で水平方向に着脱が可能であること。
- 1-1-14. ジャックナイフ体位、ビーチチェア体位は一つのボタンで操作が可能な機能を有すること。
- 1-1-15. 許容荷重は、昇降400kg、各作動300kg以上であり、肥満患者に対応可能であること。
- 1-1-16. 許容荷重を超えて偏荷重が発生した場合、警告アラームを発報する機能を有すること。
- 1-1-17. バッテリー及び充電器は、本体内臓型でバッテリーのインジケータも搭載していること。
- 1-1-18. 手術台本体にタッチパネル式予備スイッチを搭載していること。
- 1-1-19. 操作ボックスは、テーブルの設定角度やスライド情報、バッテリー残量が表示可能なデジタルワイドディスプレイを有すること。
- 1-1-21. 操作ボックスは、体位設定情報を保存可能なメモリ機能を有すること。
- 1-1-22. 非常時に対応可能な緊急停止ボタンを有すること。
- 1-1-23. 手術台の固定は、圧力センサ搭載の4点ブレーキであること。

1-2. 汎用手術台アクセサリは、以下の要件を満たすこと。

- 1-2-1. 操作ボックス用のカバー、液晶フィルムを4式有すること。
- 1-2-2. ロッキングタイプの上肢台と専用マットレスを12式有すること。
- 1-2-3. 固定式カセット格納枠を頭、背、腰部を各3式有すること。
- 1-2-4. IVRにおいて腕からのカテーテル挿入の際にイメージ透視、装着可能な上肢台を2式有すること。
- 1-2-5. 手術の際に必要なとする透視可能で装着可能な体側支持器を5式有すること。
また、フレキシブルに可動する装着可能な体側支持器とパッド、固定金具を4式有すること。
- 1-2-6. Φ12mm 650mm以上の装着可能な離被架を11式有すること。
また、ロボット手術用に装着可能な離被架を1式有すること。
- 1-2-7. 手術台に装着可能な消毒盤台を1式有すること。
パットの寸法は、240mm×340mm以上であること。
- 1-2-8. 足の先端が薄くなっており、手術台のベース部分に差し込むことができる器械台を12式有すること。消毒盤の寸法は350mm×500mm、昇降範囲は、940mm～1370mm以上の範囲であること。

1-3. 牽引手術台は、以下の要件を満たすこと。

- 1-3-1. 下肢牽引装置が手術台本体に装着可能であること。
- 1-3-2. テーブルトップ寸法は、標準時長さ2,100mm×幅500mm以内であること。
- 1-3-3. コラム寸法は、長さ1,000mm×幅500mm以下であること。
- 1-3-4. 電源は、AC100V-200V 50/60Hzで消費電力は、400VA以下であること。
- 1-3-5. 本体の重量は、330kg(脚板含む)以下であること。
- 1-3-6. 操作方式は、電動油圧式であること。
- 1-3-7. 昇降範囲は、最低位670mm以下、最高位1,140mm以上の稼働範囲を有すること。
- 1-3-8. 縦転角度は、水平位より頭下がり25度、頭上がり25度以上の可動範囲を有すること。
- 1-3-9. 横転角度は、水平位より左右20度以上の可動範囲を有すること。
- 1-3-10. 背板屈折角度は、水平位より最大上がり60度、腰板屈折角度は、水平より上がり30度下がり90度以上の可動範囲を有すること。
- 1-3-11. テーブルトップのスライド量は、頭方向250mm以上、脚方向400mm以上で合計650mm以上の可動範囲を有すること。
- 1-3-12. 縦転・横転・腰板屈折（上がり）からの自動水平復帰機能を有すること。
- 1-3-13. 脚板屈折角度は、手動で脚上がり30度以上、脚下がり90度以上の可動範囲を有すること。
- 1-3-14. 脚板展開角度は、手動で左右90度以上可動範囲を有すること。
- 1-3-15. 手術台本体に予備スイッチを搭載していること。
- 1-3-16. 非常時に対応可能な緊急停止ボタンを有すること。
- 1-3-17. 手術台の固定は、油圧式4点ブレーキであること。
- 1-3-18. 許容荷重は、各作動135kg以上であり、肥満患者に対応可能であること。
- 1-3-19. 牽引手術台のアクセサリを収納する台車を1式有すること。
- 1-3-20. 牽引器を1式有すること。
- 1-3-21. マットレス付きの股間支柱を1式有すること。
- 1-3-22. 展開アームを1式有すること。

1-3-23. 靴型を1式有すること。

1-3-24. マット付の幅広ベッケンを1式有すること。

1-4. タニケットAは、以下の要件を満たすこと。

1-4-1. 外形寸法は、幅220mm×奥行き270mm×高さ250mm以内であること。

1-4-2. 本体の重量は、6.5kg以下であり平面に置いても転倒しにくい形状で、専用カートを有すること。

1-4-3. 専用カフが9種類以上、ホースは2～4mまで選択可能であること。

1-4-4. エアー漏れ検知機能、誤操作防止オートロック機能を有すること。

1-4-5. 緊急時のバッテリーを標準装備していること。

1-4-6. 設定値を記憶するメモリー機能を有すること。

1-5. タニケットBは、以下の要件を満たすこと。

1-5-1. 本体の外径寸法は、幅120mm×奥行110mm×高さ180mm以内であること。

1-5-2. 重量は、1.3kg(電源コード含まず)以下であること。

1-5-3. 電源コンセントからの給電のみで使用可能であること。

1-5-4. カフ圧は、20～600mmHgの範囲以上で設定が可能であること。

1-5-5. 機器本体に自己診断機能を有し、使用前に異常の有無を確認が可能であること。

1-5-6. 停電時でも内部バッテリーを所有し、10時間以上駆動が可能であること。

1-5-7. カフ圧の送気、脱気が素早く駆動する機能を有すること。

1-5-8. カフ圧を一定に保つ機能を有すること。

1-5-9. カフホースのねじれやつまりによるカフ圧の変動、装置の誤作動、バッテリーの電圧低下等について、警告音及び、ランプによる警告が可能であること。

1-5-10. タニケットカフをワンタッチで接続可能で、かつロック機能を有すること。

1-5-11. フルカラータッチパネルディスプレイを搭載し、カフ圧、時間が表示可能であること。

- 1-5-12. タニケット本体を搭載可能なスタンドを有すること。
- 1-5-13. スタンドにはカフ等を積載可能なバスケットを有すること。

(性能、機能以外の要件)

- 2. 搬入・設置条件及び調整等に関しては、以下の要件を満たすこと。
 - 2-1. 機器搬入及び据え付けにあたっては、スケジュール表を事前に提出し、当院担当者に承認を得るものとする。又、別途指示があった場合はその指示に従うこと。
 - 2-2. 調達物品の設置にあたっては、当院の設置条件に照らし合わせて、電気（分電盤）容量、建築基準、消防法等関連法規に抵触しないよう予め確認すること。
 - 2-3. 落札後、機器設置に際して一次側設備に変更・追加が必要な場合には、必要書類を速やかに提出するとともに、当院担当者、工事監督員、設計監理者及び施工業者との連携を密にし、機器設置（導入）に係わる必要事項について詳細な打ち合わせを行うこと。
 - 2-4. 取り付け及び付帯など二次側工事については、落札業者の負担とする。
 - 2-5. 入据付に際し、建物等に損害を与えた場合、或いは汚した場合は、速やかに当院担当者に報告し自己の責任において現状復帰、清掃を行いその承諾を得ること。
 - 2-6. 搬入、据付、調整、テスト稼働については、診療業務に支障をきたさないよう落札業者が当院担当者と協議の上、その指示を受けること。
 - 2-7. 機器搬入にあたっては、その搬入経路の壁・床等必要な個所の養生等を施すこと。又、別途指示があった場合はその指示に従うこと。

3. サービス体制・保守体制に関しては、以下の要件を満たすこと。

- 3-1. 本装置の円滑な運用を実現するための点検、調整および技術的サポートを行える体制を有すること。
- 3-2. 通常使用による故障については、納入後1年間は無償補償に応じること。
- 3-3. 障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有することを証明すること。
- 3-4. 事故・問題が発生した場合は、当院へ速やかに報告し対応すること。

4. 導入に伴う稼働準備及び運用・教育体制に関しては、以下の要件を満たすこと。

- 4-1. 機器の納品検収後、当院関係職員に対して使用説明及び訓練を実施し、その技術を習得できるよう十分な指導をすること。
- 4-2. 機器稼働時に技術者を派遣立会いさせ、機器の稼働性能を確認するとともに病院関係職員の使用操作に対し随時指導することとし、その期間は状況により、当院担当者と協議すること。

5. その他

- 5-1. 納入期限内に当院が指定した場所に設置し、安定した稼働が可能であること。
- 5-2. 調達物品の規格、寸法等の仕様がわかるものを提出すること。
- 5-3. 調達物品の取扱については、当院関係職員に対して十分な説明を行うこと。
- 5-4. 日本語の取扱マニュアルを紙媒体または電子媒体にて提出すること。